

第三章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、第二章で述べたすべての公共施設等に概ね共通する方針に加えて、公共施設等の種類ごとに必要な独自の方針を定める。

したがって、本章に記載のある項目については、第二章の方針と本章の方針を合わせたものが当該公共施設等における方針であるが、本章の方針が第二章の方針に抵触する場合は、本章の方針が優先する。本章に記載のない項目については、第二章の方針が当該公共施設等における方針である。

(1) 建物

① 庁舎・事務所及び試験研究機関

1. 現状や課題に関する基本認識

庁舎・事務所及び試験研究機関は、本県の行政事務を執行するのに必要不可欠な建物であり、県庁舎、総合庁舎、単独現地機関及び試験研究機関といった種類がある。建物の規模や勤務職員数は大小さまざまであるが、第一章で述べたとおり、他の建物と比較して建築年度の古いものの割合が高い。そのため、計画的な維持管理や維持保全はもとより、今後の行政需要等を見据えた再整備を検討すべき時期を迎えている建物もある。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

再整備を実施する場合は、本県の組織のあり方、圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割などの観点からも検討を行っていく。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れるにあたっては、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて、周期的に改修を行う。

(2) 長寿命化の実施方針

再整備の実施時期（経過年月）について、建物の状況が良好な場合等は、一般的な周期や過去の実績にとらわれず、長期間の使用に努める。一方、当該施設等の行政需要等によっては、比較的短い経過年月での再整備に着手することも想定される。

(3) 統合や廃止の推進方針

庁舎・事務所の統合や廃止に際しては、単に建物の劣化状況のみならず、本県の組織のあり方、将来人口減少に伴う圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割など、さまざまな観点から検討の上、行政機関としての機能や県民の利便性を損なうことのないよう配慮する。

試験研究機関については、産業界や地元自治体などの意見も踏まえながら適正な配置等を検討する。

② 都市公園（岐阜メモリアルセンターは「⑦ その他の建物」を含む。）

1. 現状や課題に関する基本認識

都市公園は、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を通じて、豊かな生活の実現に資することを目的としており、自然環境の保全、美しい景観の形成、災害時の避難場所等の防災機能、多様な余暇活動や健康増進活動の場、観光拠点としての役割など、幅広い機能を有している。

これまで順次整備が進められてきたため、公園内の建物や遊具等の各種施設の老朽化の状況は様々であるが、古いものも多くなっている。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公園利用者が安全に、安心して利用できる公園として、多くの方に利用してもらえよう管理運営を行う。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を行うとともに、老朽化した施設については、公園利用者のニーズや利用状況を勘案しながら検討を行っていく。

都市公園においては、6公園に指定管理者制度を導入して管理運営を行っている。

(1) 耐震化の実施方針

耐震診断の結果、岐阜県百年公園の管理事務所の耐震化が必要とされており、平成29（2017）年度までに耐震補強工事の実施を予定している。

(2) 統合や廃止の推進方針

都市公園は、都市公園法第16条（都市公園の保存）の規定により廃止することができない。ただし、過去に地元の市町村へ管理を移譲した事例もあり、公園の規模や利用状況に応じて検討する必要がある。

③ 県営住宅

1. 現状や課題に関する基本認識

新規の住宅需要は、人口及び世帯数が減少局面に転じるとともに、持家を含む住宅ストックや空き家数が増加することなどにより、減少傾向にある。また、民間賃貸住宅における最低居住面積水準未満世帯率も徐々に減少していることから、潜在的な公営住宅需要世帯数は減少の方向にあると考えられる。そのため、近年の県営住宅の入居率は減少傾向にあり、応募倍率も、新しく便利な地域にある県営住宅は高いが、古くて不便な場所にある県営住宅では低くなっている。

このような状況を踏まえ、「岐阜県住生活基本計画」において、計画期間（平成 23（2011）年度～32（2020）年度）における県営住宅の新規供給は控えながら、既存ストックの長寿命化などにより有効活用を図ることとしている。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

県営住宅は、昭和 30～50 年代前半に供給されたストックが耐用年限の半分を超え、更新時期を迎えているため、計画的な修繕・改善により長寿命化を図る住棟の判別など、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づくストックマネジメントを行うこととする。

(1) 点検・診断等の実施方針

管理代行機関の職員及び県職員による、年 2 回の定期点検（建築基準法第 12 条に基づく定期点検を兼ねる。）を実施する他、業者委託による各種設備の点検を実施し、建築物の機能や状態、異常や劣化の有無等の把握に努める。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

安全で快適な住まいを長きに亘って確保するため、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」において、県営住宅の整備手法を定め、長期的な維持管理を実現する。なお、整備手法は、国が示している「公営住宅等長寿命化計画策定指針」に基づき、本県の状況に合わせて選択する整備手法を判定している。

(3) 耐震化の実施方針

平成 23（2011）年度までに、すべての県営住宅について耐震化を完了している。

(4) 長寿命化の実施方針

現状の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全の考え方を取り入れた維持管理及び維持保全の実践による維持保全周期の延長などによってライフサイクルコストの縮減を図る。

(5) 統合や廃止の推進方針

県営住宅の経過年数、需要及び改善履歴による評価を行い、建替え、用途廃止の対象とする住棟を判定する。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公営住宅法第47条の規定により、住宅管理に関し高度な専門知識と実績を有する岐阜県住宅供給公社に、管理の代行を委託するとともに、県においても、建築技術職員を含む職員配置とし、密接な連携のもと管理を行う。

なお、県営住宅のうち中堅所得者向けのソピア・フラッツについては、同一棟の複合施設ソフトピアジャパン（ワークショップ24）と一体で指定管理者制度を導入し、管理している。

④ 高等学校・特別支援学校

1. 現状や課題に関する基本認識

県立学校（高等学校及び特別支援学校）の校舎・体育館等、児童・生徒が継続的に使用する学校施設については、「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき、平成 23（2011）年度までに耐震化工事を完了したところであるが、耐震化工事が完了して間もないことや、予算上の制約から多くの校舎等施設の再整備が進まず、老朽化が進んでいる状況である。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

数多くの学校施設の中で、老朽化による人的被害のおそれがあるもの、事故の発生のおそれがあるもの、災害時の対応に支障をきたすものについては優先的に維持保全等について対応し、生徒の安心・安全の確保に努める。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

学校施設の再整備は、平成 15（2003）年度策定の「県立学校施設耐震化整備方針」における再整備予定校舎（12 校 14 棟）について、耐震工事後 10 年を経過する平成 31（2019）年度以降に順次行う。

また、施設の維持保全については、「便所改修工事が未実施のもの」「屋上・外壁・庇改修が 15 年以上未実施のもの」「給水・消火設備の漏水が発生しているもの」について、平成 23（2011）年度から平成 30（2018）年度の間、緊急度の高い校舎等から優先的に実施する。

(2) 安全確保の実施方針

建築基準法第 12 条に基づく外壁全面調査で外壁落下のおそれがあるとされた校舎については、歩行者等の安全確保のため、対象建物周りの危険箇所を一時的に立ち入り禁止とするとともに、外壁改修工事を速やかに実施することとする。

また、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、非常災害時の避難施設に指定されている県立学校に対し、自家発電設備を順次整備する。

(3) 耐震化の実施方針

県立学校の耐震化については、「県立学校施設耐震化整備方針」に基づき、児童・生徒が継続的に使用する施設は平成 23（2011）年度に耐震工事を完了しており、校舎・体育館以外の部室や食堂棟等、床面積 200 m²以上のその他学校施設については、

平成 27 (2015) 年度までに耐震化を完了する。

(4) 統合や廃止の推進方針

高等学校については、平成15 (2003) 年度から「生徒いきいきプラン」に基づく統合・編成を行ってきたところであるが、今後の少子化の進展により、適正な学校規模が維持できない可能性のある学校については、地域や学校の特性、学びの機会の保障等にも配慮しながら、その在り方についての検討を進める。

なお、特別支援学校については、「子どもかがやきプラン」に基づき、通学児童生徒数の増加、長時間の通学等に対応するため、どのような障がいがあっても小学部から高等部まで地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備しているところであり、当面、統合や廃止を行う予定はない。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

学校施設に生じている不具合を現場から情報収集するとともに、現地確認を随時実施し、過去の状況等を勘案しながら維持保全等を実施する。

⑤ 警察施設

1. 現状や課題に関する基本認識

警察庁舎は、警察活動を行うための重要な活動拠点であり、岐阜県強靱化計画においても基幹防災拠点と位置づけられていることから、本県の財政状況を考慮しながら、県民の安全安心の確保及び県民の期待と信頼に応える強い警察を支えるための施設整備が重要である。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、高度経済成長期に建設された多くの警察施設が再整備の時期を迎える中において、警察施設は、県民の生命・財産を守る警察活動の根幹をなすもので、その機能維持が必要であり、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を考慮しつつ適正な維持管理を行うとともに、計画的に維持保全及び再整備を図る必要がある。

また、将来的には人口減少等による管内情勢の変化を踏まえて、施設の集約化・効率化を検討する必要がある。

(1) 耐震化の実施方針

「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき、老朽化・狭隘化の著しい岐阜南警察署及び高山警察署を除き、計画的・効率的な施設の耐震補強により、平成28（2016）年度までに耐震化を完了する予定である。

なお、岐阜南警察署及び高山警察署については耐震補強を行わず、再整備による耐震化を行う。

(2) 統合や廃止の推進方針

現時点においては統合や廃止による警察施設の整備についてはひとまず完了しているが、将来的には人口減少による各警察署の管内情勢等を踏まえながら集約化・効率化を図りつつ、県民の生命・財産を守り、安心感を与えることができる警察施設の整備を行っていく。

⑥ 職員宿舎

1. 現状や課題に関する基本認識

職員宿舎は、築30年を超えるものが約60%を占めるなど老朽化が進んでいるが、一方で、入居率は、迅速な警察活動を行うための待機宿舎が多くを占める警察職員宿舎では高いものの、全体としては道路網の整備が進んだことや、民間賃貸住宅の供給が増えていることなどから低下しており、今後も必要な戸数は確保される見込みである。

しかし、入居者の減少に伴って維持管理及び維持保全に要する経費の財源となる貸付料収入は減少傾向にある。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

県・教職員宿舎にあつては、原則として建替えは控えながら、通常維持管理及び維持保全（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）に加え、リフォームにより室内を良好な状態に維持していくことで利用可能な戸数を確保し、長寿命化を図っていく。また、必要な戸数が十分確保されている圏域においては、維持管理費を縮減するため順次、老朽化した職員宿舎の休廃止を行う。

警察職員宿舎にあつては、有事即応体制を維持するための重要な施設であることから、各警察署の体制を踏まえたうえで、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、再整備、廃止及び集約を計画的に行い、必要戸数を確保する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

県・教職員宿舎にあつては、各圏域において基幹となる宿舎に対し、重点的に維持保全（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）を実施する。

警察職員宿舎にあつては、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、予防保全の考え方を取り入れた維持管理、維持保全及び再整備を行う。

(2) 耐震化の実施方針

耐震性能が十分でない職員宿舎については、廃止する。

(3) 長寿命化の実施方針

県・教職員宿舎にあつては、各圏域において基幹となる宿舎に対して、計画的なリフォームを実施することにより、必要な戸数を良好な状態で、長期的に確保する。

警察職員宿舎にあつては、維持管理、維持保全の計画を逐次見直し、効果的な保

全措置を講ずることにより、施設の長寿命化を図る。

(4) 統合や廃止の推進方針

県・教職員宿舎のうち入居者が減少しているものについては、各圏域において基幹となるような職員宿舎へ入居者を集約することにより閉鎖、統合を進める。また、老朽化等により状態が悪くなった職員宿舎は順次、廃止を行う。

警察職員宿舎にあつては、警察職員の人員が増加傾向にあることや、女性警察官の増員計画を進めていることから、職員の配置状況に応じた再整備等を検討しながら、必要な戸数を維持する。

また、県職員宿舎、教職員宿舎、警察職員宿舎間で区分を超えた入居を認めるなど、効果的、効率的な運用も進めて行く。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

県・教職員宿舎にあつては、県内全域において、維持管理の一括委託を行い、効率的な管理体制を確保している。

警察職員宿舎にあつては、有事即応体制を維持するための施設であることから、警察本部の営繕業務担当者と警察署の施設管理担当者が維持管理を行っており、施設管理担当者に対する研修会の実施等により適正な維持管理の体制を確保する。

⑦ その他の建物

1. 現状や課題に関する基本認識

その他の建物は、教育・文化・体育施設、福祉施設等、県民が共同で利用する建物が主である。そのため、建築年度が比較的新しいものが多いが、昭和末期から平成初期に建設された大規模な施設が多数あり、本方針の対象期間である平成27（2015）～36（2024）年度に維持保全に要する経費が多額にのぼると見込まれる施設も多く、財政負担の最小化・平準化が必要である。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

再整備を実施する場合は、県民の利用状況、将来人口減少に伴う利用需要の変化の見込みなどの観点からも検討を行っていく。また、複数の機能を併せ持つ複合施設とすることも検討する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れるにあたっては、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて、周期的に改修を行う。

(2) 長寿命化の実施方針

再整備の実施時期（経過年月）について、建物の状況が良好な場合等は、一般的な周期や過去の実績にとらわれず、長期間の使用に努める。一方、当該施設等の県民の利用状況等によっては、比較的短い経過年月での再整備に着手することも想定される。

(3) 統合や廃止の推進方針

県民が直接利用する施設であることから、統合や廃止に際しては、県民の利用状況、将来人口減少に伴う利用需要の変化の見込みなど、さまざまな観点から検討の上、県民の利便性を損なうことのないよう配慮する。その際、複数の機能を併せ持つ複合的な施設とすることにより、県民の利便性を向上させることも検討する。

(2) インフラ施設

① 道路施設

1. 現状や課題に関する基本認識

本県が管理する道路施設は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、今後、施設の老朽化が急速に進行することから、従来の対症療法的な維持修繕では、通行に支障をきたすだけでなく第三者被害の発生も懸念される。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

道路施設全体の修繕計画を体系化し、点検・補修等の水準を定めた「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、計画的な維持修繕を実施していく。

(1) 点検・診断等の実施方針

「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、道路施設全体の点検及び診断を計画的に実施する。

具体的な実施にあたっては、道路施設毎に策定する点検マニュアルに従い、適正に点検及び診断を実施するとともに、施設の劣化や損傷状況等の早期把握やデータ整備を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡視・パトロールや、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を随時実施する。

なお、現在国では、新技術による点検・診断業務の高度化、効率化に関する現場検証等(インフラ点検等を支援するロボット等による機械化、非破壊での検査技術、ICTを活用した変状計測等)を実施しているが、当該技術が実用化された際には導入を検討する。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

施設の適正な維持修繕を行うための具体的な修繕計画として「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」「岐阜県舗装修繕最適化計画」などを策定しており、これに基づき計画的に実施する。

ICT(情報通信技術)の急速な進展・普及により、高精度三次元画像情報の取得が容易かつ安価となっていることから、これを活用した道路施設管理の効率化・高度化を推進する。県管理道路沿線の高精度三次元画像を取得し、当該情報を利用して、道路法に基づく法定地図の更新、道路施設の健全度の把握、メンテナンスや防災対策等を実施し、経費縮減を図りつつ、施設管理の高度化・効率化を推進する。

(3) 安全確保の実施方針

個別施設毎の点検マニュアルに基づき、計画的に点検・診断を実施し、施設が危険な状態であると判断される場合や、施設の劣化が進行すると危険な状態になると判断される場合には、早期に修繕を行い、施設の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

平成 25 (2013) 年度に策定した「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画」に基づき、緊急輸送道路及び道路寸断による集落の孤立が発生するおそれのある道路上にある橋りょうの耐震対策を優先して推進するものとし、概ね平成 35 (2023) 年度までの完了を目標に進めている。

その他の道路についても、概ね平成 35 (2023) 年度を目途に対策を完了するものとし、社会的影響が大きい日当り交通量が 1,000 台以上の多径間橋りょうの耐震対策等を優先して進める。

(5) 長寿命化の実施方針

道路施設を適正に維持修繕していくための計画である「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」「岐阜県舗装修繕最適化計画」等の各種修繕計画を策定し、これに基づき計画的に実施する。

(6) 統合や廃止の推進方針

道路施設については、災害に強い県土づくりなど「安全・安心」な県民生活を支える基盤、産業振興や観光交流など「活力」を支える基盤として、多面的に県民の生活を守り支えているものであることから、統合・廃止の判断は、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

なお、県道としての要件を満たさなくなった場合は、市町村道としての移管等を検討する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設を適切に管理していくためには、点検や補修に関する高度な技術を有する人材を養成する必要があることから、平成 20 (2008) 年度から岐阜大学、産業界と連携し、「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」の養成を行っており、ME を活用した道路施設の適切な点検補修の実施や、災害時等の初期点検、道路施設の緊急点検等を実施している。

MEには249名（平成27（2015）年3月末現在）が認定されており（そのうち、本県職員は48名）、平成30（2018）年度までに350人のMEを養成することを目標に進める。

さらに、普段利用している道路施設の異常箇所（落石、穴ぼこ等）の通報等を行ってもらおう県民ボランティアを、「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」として委嘱し、地域の道路は地域で見守る効率的な維持管理対策の構築を進める。

MSについては、平成30（2018）年までに1,000人の委嘱を目標に取り組みを進めているところであるが、平成27（2015）年3月末現在で、993名の方に委嘱している。

② 河川（河川構造物）

1. 現状や課題に関する基本認識

県管理河川には、水門や樋門^{ひもん}、堰^{せき}、排水機場などの県民の生命、財産、生活を守る河川構造物が多数存在し、高度経済成長期以降、大量に建設されてきた。これらの施設の老朽化は着実に進行しており、今後、機能不全や構造物を構成する機器・装置の故障といった問題の発生が懸念されるため、今後は多くの施設の適切な維持保全が必要になる。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設を点検して状態を把握するとともに「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づく施設の維持保全を行い、施設の信頼性の確保と経費の縮減を図っていく。

(1) 点検・診断等の実施方針

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」及び「河川ポンプ（河川用ゲート）設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」等に基づき、年1回の頻度で定期点検を実施し、各部材の劣化や損傷状況等の早期把握やデータ整備を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡視・パトロールや、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を随時実施する。

また、維持保全に係る経費の縮減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断することが重要であることから、補修工法や点検・診断に関する技術開発などを積極的に取り入れる。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全を行うこととし、毎年の定期点検の結果を踏まえた状態監視保全を行う。

(3) 安全確保の実施方針

河川巡視や堤防点検、構造物の定期点検などにおいて、損傷等を発見した場合、損傷の度合いや構造物の安全性などを評価したうえで補修を行う。簡易な補修により対応可能な場合は直ちに補修を実施する。

(4) 耐震化の実施方針

河川構造物の耐震性能照査の結果、耐震補強が必要と判定された30施設について

平成 35（2023）年度までの 10 年間で耐震化を行う。

(5) 長寿命化の実施方針

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき長寿命化を実施する。

同計画に基づき、予防保全の考え方を取り入れた部品等の整備、取り換え等を行い、施設の信頼性を確保し、施設を延命化することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、維持保全に要する経費を平準化する。

(6) 統合や廃止の推進方針

河川構造物については、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有しているため、統合・廃止の判断は、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

河川構造物の長寿命化や耐震化は、比較的新しい技術であり、今後、施設の長寿命化に有用な情報通信技術（ICT）を導入する等、情報の高度化、作業の省力化を行い、PDCAサイクルを繰り返しながら、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行っていく。

③ 砂防施設

1. 現状や課題に関する基本認識

本県の砂防事業の歴史は古く、今後老朽化が進み、劣化損傷する砂防施設が増加する。施設の定期点検及び健全度評価を行い、劣化損傷が少ない段階で適切な対応を行う予防保全の考え方を取り入れた維持保全を推進し、施設の長寿命化、経費の平準化等を進めていく必要がある。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

平成 25 (2013) 年度に策定した「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき計画的に維持保全を実施していく。

(1) 点検・診断等の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、砂防施設の保全対象への影響や施設の健全度評価により、点検サイクルを設定し定期点検を実施するとともに、施設の劣化や損傷状況等の早期把握やデータの蓄積を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡視点検や、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を随時実施する。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく健全度評価により選定された要対策箇所について、保全対象への影響度、構造物の安全性、保全対象の重要度を数値的に評価し、補修・改築箇所の優先順位を設定した上で、経費を平準化し計画的な維持保全を行う。

また、点検を行う際のアクセスルートへのデータ管理や、高所で近接目視が難しい箇所等については、UAV（無人航空機）を活用し、効率的に実施する。

(3) 安全確保の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく定期点検を行うとともに、日常的に職員による巡視点検を行い（出水後などは随時実施）、新たな損傷等を発見した場合、損傷の度合いや構造物の安全性などを評価したうえで補修を行う。

(4) 耐震化の実施方針

砂防施設は、兵庫県南部地震をはじめとして、過去に発生した大きな地震におい

て重大な被害は生じていない。このため、耐震化は一般的に必要なものであるが、一定規模（えん堤高さ15m以上や擁壁高さ8m以上）の施設については、地震時の外力を考慮した安定計算を行い、施設の耐震化を実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき長寿命化を実施する。

同計画に基づく健全度評価により選定された要対策箇所について、保全対象への影響、構造物の安全性、保全対象の重要度を数値的に評価し、優先順位を設定し、維持保全を行う。

(6) 統合や廃止の推進方針

砂防施設については、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有している。このため、統合・廃止については、施設の劣化損傷が著しく進み機能不全となった場合、他施設の機能向上（嵩上げ）を行う等、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく点検、評価、修繕等を実施していくとともに、これらによって得られたデータの集計・分析を行う。今後、施設の長寿命化に有用な情報通信技術（ICT）の導入等を行い、PDCAサイクルを繰り返しながら、5年ごとに同計画の見直しを行い、より効率性を高めていく。

また、県砂防ボランティア協会等と連携し、点検体制の強化も図る。

④ 治山施設

1. 現状や課題に関する基本認識

治山施設の管理に関する課題は、構造や材質による耐用年数が未確立であること、施設数が膨大で点検の一巡には残り約10年必要であること、施設位置情報の精度が不明であること、施設管理を実施する体制が未成熟であることが挙げられる。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

治山施設により荒廃地を樹林化できていないもの、人家等保全対象に近接するものを重要管理対象とする。

また、国が定める長寿命化計画、本県の独自情報（過去の実績、レーザ測量によるデジタルデータ取得等）を加味して、平成28（2016）年度末までに策定する「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持修繕を実施する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

維持修繕が必要と判定された治山施設を対象に、保全対象との距離などを考慮した優先順位により、計画的に実施する。

また、それらの治山施設が存する溪流等で新たな荒廃が見られる場合は、荒廃の復旧整備と併せて実施する。

(2) 安全確保の実施方針

治山事業は、洪水の緩和や土砂災害防止等、森林の持つ公益的機能を高める「グリーンインフラ」と言われており、効果的な事業実施によって総合的な山地防災力を強化し、県民の生命・財産の安全を確保する。

(3) 耐震化の実施方針

治山施設は国の治山技術基準により、一定規模を超える施設については耐震化対策を実施することとなっているが、本県ではその規模を越える施設は設置されていない。

(4) 統合や廃止の推進方針

各治山施設はその場所で複数の目的を持った防災施設として設置されているため、統合は実施できない。ただし、治山施設の設置目的である保全対象が消滅した場合や、災害による致命的な損害を受け機能を滅失した場合には廃止を検討する。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

平成 28 (2016) 年度末までに策定する「岐阜県治山施設長寿命化計画」、治山GIS等を軸としたシステム管理体制の構築を進めるとともに、データの集計や分析、PDCAサイクルの確立を図る。

また、広大な山地と広範囲に点在する治山施設をカバーするため、地域に密着している治山経験者や市町村、森林組合職員等が認定している「山地防災ヘルパー」を活用し、山地災害や治山施設に関する情報収集に努める。

⑤ 水道・工業用水道施設

1. 現状や課題に関する基本認識

<水道事業>

県営水道は、昭和 51（1976）年度の事業創設から 35 年以上が経過し、建設投資の内容が新設・拡張事業から維持保全及び再整備事業に移行しつつあり、特に送水管の老朽化に対する抜本的な対策を講じることが必要な時期を迎えている。

水道施設の維持保全及び再整備にあたっては長期的視点から計画的・効率的に実施し、後年度負担となる企業債には頼らない事業経営により、支払利息負担を軽減し、長期にわたり持続可能な水道事業の実現を目指す。

<工業用水道事業>

供用開始が平成 10（1998）年度と比較的新しい施設であるため、引き続き、布設した管の管路パトロールを行い、定期的な点検を実施する。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

<水道事業>

予防保全の考え方を取り入れた「県営水道長寿命化計画（平成 25（2013）年度策定）」に基づき、維持管理、維持保全及び再整備を行う。

平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度の 10 年間を計画期間とする。ただし、長期収支計画において、財源の裏付けとあわせて 3 年毎に見直す。

県営水道の管路施設の多くは、布設してから 35 年以上が経過し（法定耐用年数 40 年）、今後、更に老朽化が進むことで漏水・断水の危険性はますます高まると考えられることから、計画的な維持保全及び再整備事業が必要である。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

「県営水道長寿命化計画」は 3 年毎に見直されるため、3 年以内に必要となる維持管理、維持保全及び再整備は、点検調査や診断結果に基づいて個別に実施時期を設定する（状態監視保全）。

また、中長期的な維持保全及び再整備は、法定耐用年数や供用年数を基にして、長寿命化の観点から実施時期を設定する（時間計画保全）。

(2) 安全確保の実施方針

「県営水道長寿命化計画」に基づく効率的な維持管理、維持保全及び再整備の実

施により、導水、浄水、送水施設の水道用水供給機能維持に努めるとともに漏水・断水リスクを低減し、安全を確保できるよう努める。

(3) 耐震化の実施方針

水道管路を除く浄水場等の土木構造物については、平成 18（2006）年度までに耐震化を完了している。

管路については、大容量送水管整備事業を今後 40 年間で実施することにより、耐震化や老朽化対策を進める。

将来的には、全ての施設において耐震適合率 100%を達成することを目標とする。

(4) 長寿命化の実施方針

「県営水道長寿命化計画」に基づいて、適切に予防保全の考え方を取り入れた維持保全を実施し、法定耐用年数の 1.5～2 倍に延長した年数にわたり使用することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

<工業用水道事業>

供用開始時期が新しいため、現在のところ維持保全及び再整備に係る計画は策定していないが、耐震補強が必要な管について、緊急輸送道路の管路を優先的に整備していく。

⑥ 下水道施設

1. 現状や課題に関する基本認識

処理場施設、管路施設について供用後、23年を経過し、処理施設の機械・電気設備等の老朽化、管路施設の腐食等による再整備が必要となってきたため、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持管理等を実施している。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

下水道ストックマネジメントを踏まえた「木曽川右岸流域下水道長寿命化計画」に基づき、計画的に実施する。

(1) 点検・診断等の実施方針

下水道施設に予防保全の考え方を取り入れた維持管理を導入するため、定期点検・定期診断等に基づき、下水道維持管理の計画を策定し、下水道施設の詳細点検を計画的に実施する。

(2) 安全確保の実施方針

効率的な点検、診断等による予防保全の考え方を取り入れた維持管理及び維持保全の導入により、施設本来の「下水を流す機能」の管路施設、ポンプ施設や「下水を処理する機能」の処理場施設の機能が確保できるよう努める。

(3) 耐震化の実施方針

「岐阜県下水道総合地震対策計画」に基づき、汚水処理施設の長期間の機能停止を予防するための耐震化を早期に実施する。

(4) 長寿命化の実施方針

「木曽川右岸流域下水道長寿命化計画」を基に、耐震対策と調整を図りつつ、維持管理、維持保全及び再整備を計画的に実施する。

(5) 統合や廃止の推進方針

人口減少等による下水道計画の汚水処理量の変化を検証し、流域下水道の基本となる計画の見直しを定期的実施して、処理場施設の整備並びに施設の維持保全及び再整備を継続的に実施する。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

長期的な視点に立って下水道施設を効果的、計画的に管理するため、「下水道維持管理計画」の策定に取組み、必要な財源と組織や人材を適切に確保するように努める。

⑦ 交通安全施設

1. 現状や課題に関する基本認識

信号制御機や信号柱は、道路の延伸や交通量の増加に応じて整備を進めてきたが、これらの交通安全施設は老朽化が進んでおり、他県では信号制御機の老朽化による滅灯、信号柱の倒壊等の事案も発生している。本県でも今後、大量に再整備の時期を迎えるなど老朽化対策が重要課題となっている。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

信号制御機や信号柱の老朽化による故障、倒壊等の抜本的対策として、計画的に再整備を進めていく必要がある。

信号制御機等については、更新基準を迎え、又は超えた信号制御機等をピックアップし、毎年計画的な再整備を行うこととし、信号灯器の単価契約による分離発注、積算単価の見直し等による効果的な調達を行っていく。

信号柱については、計画的にコンクリート柱から鋼管柱への建替えを実施するほか、同一交差点での信号柱の統合によりストック数（現在数）を削減し管理していく。

(1) 点検・診断等の実施方針

信号制御機や信号柱の点検・診断は、業者と保守契約を締結し、年間を通じた保守・点検を実施する。また、倒壊の危険があるとされる不良柱が含まれるコンクリート柱（昭和48（1973）年～平成8（1996）年までに建柱したコンクリート柱）については、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5か年で非破壊検査を実施する。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

信号制御機については、更新基準である設置後19年を目途に再整備を計画する。信号柱については、建柱後42年を経過し、老朽化したコンクリート柱が多数あることから、老朽化コンクリート柱から鋼管柱への建替えを計画する。

(3) 安全確保の実施方針

信号制御機や信号柱の安全確保は、専門知識を有する委託業者による保守点検により実施し、故障や破損などの老朽化が認められた危険な施設については、優先的に修繕、再整備を行っていく。

(4) 耐震化の実施方針

信号柱については、新設及び再整備時にコンクリート柱より耐震性が優れている鋼管柱とし、既存の施設より耐震化を図っていく。

(5) 統合や廃止の推進方針

交通量、交通事故発生状況などから交通規制の適宜見直しを行い、信号機を新設する際は、隣接する信号機の廃止を検討するなど、信号制御機や信号柱の統合・廃止等を推進していく。

また、信号制御機や信号柱の統合・廃止等を実施する場合は、市町村などから周辺住民の意見を聴取するなど交通の安全性を損なうことのないよう配慮する。

⑧ その他のインフラ施設

本県以外の者が管理しているが、本県が当該管理者に対して指導・助言等を行うインフラ施設について、基本的な方針を整理する。

1. 土地改良施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

土地改良施設については、ほとんどが市町村や土地改良区等が管理・運営しているが、基幹的農業用水利施設等についてはその多くが県営事業にて造成したものであるため、地元の要望に応じ本県にて維持修繕を行っている。

県内には約 645km の基幹的農業用水路、約 2,300 箇所のため池、85 箇所の農道橋があるが、基幹的農業用水路の約 4 割、ため池の約 9 割が耐用年数を大幅に経過しており、また、農道橋の約 6 割が現在の耐震基準を満足しておらず、今後も維持修繕が必要な土地改良施設が増加していく状況となっている。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

農業水利施設等の戦略的な保全・管理に向けて、点検、診断結果等のデータの蓄積・可視化・共有を進めつつ、個別施設計画等に基づき、基幹施設から末端施設に至る施設の所有者、管理者等と一体となって長寿命化に取り組む。

2. 林道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

林道施設については、本県が直接管理をしているものはないものの、県内で約 1,800 橋の橋梁と 14 箇所のトンネルがあり、橋梁で 26%、トンネルで 45%の箇所がすでに完成後 50 年以上経過しており、今後も老朽化した橋梁等が増加していくこととなる。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

林野庁の行動計画などをもとに、管理者である市町村等において、適切な維持修繕が実施されるよう、メンテナンスサイクルの実施に係る基準やマニュアルの整備、技術的指導等を行う。また、維持修繕の計画的な実施や、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化に努めることとする。